

腐敗防止方針

I. 目的

イートンでは、いかなる形であれ、賄賂やその他の不正な支払いの授受を行いません。倫理的な業務遂行、誠実な行動、法令遵守に対する当社の取り組みは、当社の価値観と企業倫理規定の中核を成すものです。本方針では、贈収賄および腐敗行為の禁止について、および当社の倫理、価値観、適用法に則ってビジネス慣行を遂行することへの期待について概説します。

II. 範囲

本ポリシーは、イートンおよびその子会社ならびに関連会社（以下「イートン」）のすべての従業員、派遣社員、役員および取締役にも適用されます。また、該当する契約に記載されている場合、本方針は、イートンが利用する第三者の担当者およびその他のビジネスパートナーに直接適用されます。

以下に、主な用語の定義を示します。本方針は、イートンの企業倫理規定、ギフト・エンターテインメントポリシー、出張・旅費に関する方針、広報業務に関する方針、米国政府との契約に関する方針、業者規定、およびその他の関連するイートンの方針と併せてお読みください。

III. 方針

A. 賄賂やその他の不正な支払いの禁止

イートンおよびイートンが利用する第三者の担当者は、米国の海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」）、英国贈収賄禁止法（以下「UKBA」）および同様の法律を含む、適用されるすべての腐敗防止法に従う必要があります。イートンおよびイートンが利用する第三者の担当者は、政府機関、政府職員、企業、企業の従業員を含む個人または組織に対し、直接または間接的に、賄賂またはその他の不正な支払いの申し出、約束、供与、要請、または受領を行うことを禁じられています。これらの禁止事項は、地域の慣習、現地の慣行、競争条件にかかわらず、世界中で適用されます。

B. ファシリテーションペイメント

イートンでは、ファシリテーションペイメントを禁止しています。イートンの従業員は、ファシリテーションペイメントの要求や要請を受けた場合、マネージャーおよび企業倫理・コンプライアンス室に報告する必要があります。

C. 脅迫下での支払い

脅迫下での支払いは、本方針の違反とはなりません。イートンの従業員は、脅迫下で支払いを行う前に、または支払い後できるだけ速やかに、マネージャーおよび企業倫理・コンプライアンス室に脅迫下での支払いの要求や要請について報告する必要があります。脅迫下での支払いは、後述する帳簿記録の要件に沿って正確に記録する必要があります。

D. 第三者の管理に関して期待されること

イートンは、第三者の担当者を介した間接的な賄賂やその他の不正な支払いの授受を禁止しています。イートンでは、第三者の担当者による腐敗行為のリスクを軽減するために、リスク評価、腐敗防止デュー

ーデリジェンス、および契約管理プログラムを整備しています。第三者の担当者の選定および管理、ならびに第三者の担当者との契約を行う際は、これらのプログラムに従う必要があります。

E. 帳簿記録

イトンおよび第三者の担当者は、政府機関、政府職員、企業の従業員を含む個人または組織とのすべての取引を正確かつ公正に反映した、合理的に詳細な帳簿記録を保持する必要があります。帳簿記録は、イトンの内部会計基準およびプロセスに沿ったものでなければなりません。

F. 違反および報告

イトンの従業員は、本方針の違反またはその可能性について認識した場合、そのような違反についてマネージャーおよび倫理・コンプライアンス室に報告する必要があります。本方針に違反した場合、解雇を含む懲戒処分を受ける可能性があります。イトンの従業員は、本方針への違反を拒否したり、その他の形で腐敗行為に関与することを拒否したり、そのような行為を報告したりした結果生じるいかなる遅延、取引上の損失、その他の影響についても、罰則や報復を受けることはありません。

G. 定義

「**腐敗行為**」とは、個人的な利益を得るために権力を濫用することをいいます。

「**賄賂**」または「**不正な支払い**」とは、次のいずれかの行為を誘発する目的で、支払い、キックバック、価値のあるものを個人もしくは組織に対して約束、提供すること、または個人もしくは組織から受領することをいいます。(a) 不適切に取引を獲得、維持、または仕向けること、(b) 不当または不適切に取引上の利益または個人的な利益を得ること、(c) 希望する結果や行動をもたらすために、個人または組織の判断または行為に影響を与えること。賄賂または不正な支払いには、直接的または間接的に個人の行為または決定に影響を与える意図をもって、当該個人またはその家族もしくは関係者に贈与された「価値のあるもの」が含まれます。「価値のあるもの」の例としては、価値がいかに最低限であるかにかかわらず、現金、またはギフトカード、ギフト、接待、旅行、貸付金、優遇措置、寄贈、寄付、報酬、景品および雇用もしくはインターンシップの提供などの現金等価物があります。

「**キックバック**」とは賄賂の一種で、正当な取引の一環としてすでに行われている支払いの一部を非倫理的または違法に還流させることをいいます。

「**脅迫下での支払い**」とは、自分自身または他者を保護することを目的として、個人の安全または健康に対して差し迫った脅威に対処するための支払いをいいます。その他の状況下での支払い（経済的損害や取引上の損失に対する脅威に対応する場合など）は、脅迫下での支払いとはみなされません。

「**ファシリテーションペイメント**」とは、政府職員が行う日常的で義務的な政府の措置を確保または促進することを目的とする（通常は少額の）支払いをいいます。なお、ファシリテーションペイメントには、適用法、既存の料金表、またはその他の公式な政府文書に従って政府機関に直接支払われる公式な料金の正当な支払いは含まれません。

「**政府職員**」とは、雇用、任命、選出のいずれによるかにかかわらず、政府の部局もしくは機関、公的国際機関における、あらゆる種類およびレベルの立法上、行政上、もしくは司法上の職位を有する者、または政府の部局、機関、組織、もしくは公的国際機関のために、もしくはこれらに代わって公共的もしくは国家的な職務を遂行する者をいいます。これには、政府が一部または全部を所有または管理する

企業の役員および従業員が含まれます（多くの場合、「国有」または「国営」企業と呼ばれます）。政党、党職員、公職の候補者、王族・皇族も含まれます。

「**公的国際機関**」とは、米国 FCPA、UKBA およびその他の適用される腐敗行為防止法に基づき指定された、政府または州が設立した国際機関をいいます。これには、世界銀行グループ、国際復興開発銀行（IBRD）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国際通貨基金、アジア開発銀行などの国際金融機関、または国連などの政府間組織が含まれます。

「**第三者の担当者**」とは、イートンのために、またはその他の形でイートンの代理として業務の遂行に従事している当事者をいいます。第三者の担当者の例としては、代理業者、販売代理業者、コンサルタント、ブローカー、請負業者、サプライヤー、およびイートンのために、またはその他の形でイートンの代理として業務を遂行するその他の種類の第三者があります。